

保護者の皆様へ

徳島県立城東高等学校長 藤本和史

「徳島県B A.5 対策強化宣言」終了に係る対応について（お知らせ）

日頃より、学校における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策について、御理解、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、9月20日（火）をもって「徳島県B A.5 対策強化宣言」が終了しました。宣言終了に係る対応および感染防止対策の取組に関して、次の点について変更がありますのでお知らせいたします。

なお、感染者数は減少しておりますが、安心・安全な学校運営のため、御家庭におかれましても感染防止対策の取組を引き続きお願いいたします。

①「徳島県B A.5 対策強化宣言」終了に係る対応について

- 宣言期間中の「生徒自身だけでなく同居の家族も含めて少しでも体調の悪い方がいる場合は登校を控える」対応は不要となりましたが、登校に不安がある場合には、学校へご相談ください。

②新型コロナウイルスの抗原定性検査キットについて（リーフレット参照）

- 国が承認した検査キットは、【体外診断用医薬品】又は【第1類医薬品】と表示されています。
- 国が承認した検査キットは、薬局・薬店に加え、インターネットでも販売されています。

《参考》

新型コロナウイルス感染症に感染した場合の療養期間等について

【有症状患者】

- 発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には、8日目から解除を可能とする。

※ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温などの健康観察やマスクの着用等、感染防止対策を徹底すること。

【無症状患者】

- 検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする。
- 加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除を可能とする。

※ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温などの健康観察やマスクの着用等、感染防止対策を徹底すること。

濃厚接触者に特定された場合

- 出席停止とする期間は原則5日間とし、2日目・3日目に抗原定性検査キットで陰性が確認された場合には、3日間に短縮することを可能とする。

※いずれの場合においても、一定の発症リスクが残存することから、7日間が経過するまでは、検温などの健康観察やマスクの着用等、感染防止対策を徹底すること。

